

令和4年2月21日

高山村長 後藤 幸三 様

高山村監査委員 関 令二郎

高山村監査委員 野上富士夫

令和4年2月監査等の結果報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による監査、審査及び検査を、高山村監査基準に準拠して実施したので、同法の規定により、次のとおり監査、審査及び検査等に関する結果を報告します。

第1. 監査等の概要

(1) 監査等の種類

例月出納検査、財務監査、行政監査

(2) 監査等の対象

- ① 令和3年度1月分の出納及び収入支出関係書類
- ② 建設課所管事務（令和2年度個人への補助金）

(3) 監査等の実施日

令和4年2月21日

(4) 監査等の方法（着眼点（評価項目）及び実施内容）

監査等の対象となった事項について、事務が法令に適合し正確に行われているかをどうかを確かめ、これらの計数の正確性を検証するため、関係諸帳簿その他証書類との照合等通常実施すべき監査等の手続きを実施するとともに、最小の経費で最大の効果を上げているかどうかにも注意を払った。

第2. 監査等の結果

① 令和3年度1月分の出納及び収入支出関係書類

高山ふれあいパーク施設管理業務として8,303,000円が支出されている。契約書では委託業務として、「公園管理（ふれあいパーク・道の駅芝生広場・ドッグラン）」及び「芝生広場除草剤散布・施肥 年2回」と記載されているのみであり、金額の積算根拠が不明瞭である。

業務委託料の根拠を明確にすることは当然のことであるが、指定管理者制度を活用している施設の指定管理料についても総合的、抜本的な見直しをする必要があると思われまます。

② 建設課所管事務（令和2年度個人への補助金）

指摘事項は認められなかった。